

一般社団法人農業土木事業協会に設置する部門について

一般社団法人農業土木事業協会(以下「本協会」という。)定款第6条第2項により、本協会に設置する部門を次のとおりとする。

記

- 1 コンサルタンツ部門
- 2 ボーリング・グラウト部門
- 3 畑地かんがい部門
- 4 電機機械部門
- 5 鉄構部門
- 6 セメント製品部門
- 7 ポンプ部門
- 8 水利施設保全管理補修部門

附則

この規程は、第7回定時総会の承認があった日から施行する。